



11月は「児童虐待防止推進月間」

児童虐待とは

児童虐待とは、本来、子どもを温かく見守るべき保護者などが子どもの心や体を傷つけ、健全な成長と人格の形成に重大な影響を与える行為のことで、近年、子育て環境の多様化などにより、南あわじ市でも全国と同様に児童虐待の通告や相談件数が増加しています。

身体的虐待

殴る、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、戸外に閉め出す など



性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

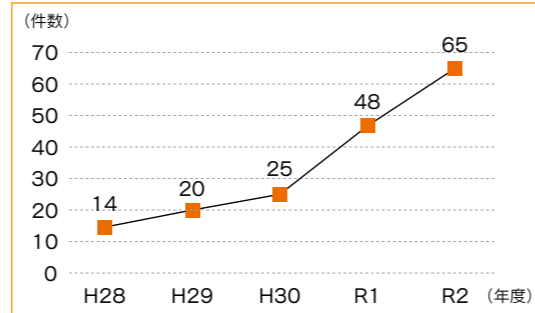
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など



心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的な扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう など

南あわじ市の児童虐待相談件数



※令和2年度は9月末時点の件数です

虐待のサイン

早期発見には、地域や周りの人による“気づき”がとても大切です。

子ども

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類や体がいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家において外出している
- 子育てに関して拒否的、無関心である
- 子どものけがについて不自然な説明をする

地域で守ろう 小さな命

南あわじ市子育てゆめ館 43-52119

子どもの安心・安全が疑われたら、すぐにお電話ください

- ▶ 児童相談所虐待対応ダイヤル いちはやく ☎ 189
(24時間対応・通話無料)
- ▶ 中央こども家庭センター洲本分室 ☎ 26-2075
(平日の9:00～17:45)
- ▶ 南あわじ市家庭児童相談室 ☎ 43-5239
(平日の9:30～16:30)

通告者の名前や内容に関する秘密は堅く守られます。早期発見によって、問題が大きくなる前に解決できたり、保護者が相談するきっかけになります。

もし身近に気になる子どもや家庭があれば、勇気を出して連絡してください。

子育てはいろいろな人の力とともに

児童虐待が起こる理由の多くは、保護者が抱える子育ての悩みやさまざまな生活上のストレスがきっかけになっています。子育てを頑張るのはとても大変なことです。自分だけで抱え込まず、少しでも困ったことがあれば家庭児童相談室(☎43-5239)へ相談ください。

すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て家庭を地域みんなで見守りましょう。



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。